

「役員の報酬等に関する規程」

制定 平成元年6月1日
財団法人全国中小企業情報化促進センター規程第2号
改正 平成15年3月24日

(目的)

第1条 この規程は、財団法人全国中小企業情報化促進センター（以下「センター」という。）役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員の報酬)

第2条 常勤の役員には報酬を支給する。

2. 専務理事の報酬年額は、1,100万円までの範囲内で、理事会の同意を得て理事長が定める。
3. 報酬の年額には、特別手当を含むものとし、通勤手当は実費で支給する。

(退職手当)

第3条 常勤の役員が退職したときは、退職手当を支給する。

2. 退職金の額は、役員が退職した日における報酬月額（報酬年額から特別手当を減じて得た額に12分1を乗じた額）に、次の各号の区分に従い、当該各号の定める割合を乗じて得た額の合計額とする。
 - (1) 勤続10年までの期間については、勤続期間1年につき100分の100
 - (2) 勤続10年を超える30年までの期間については、勤続1年につき100分の150

(報酬等の支給方法)

第4条 常勤の役員の報酬等の支給方法については、本センター職員の例による。

(その他)

第5条 この規程に定めない事項については、理事長が別に定める。

附 則

この規程はセンターの設立許可日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。